

【29用語】

次第（しだい）…事情、わけ、いきさつ

廉（かど）…理由、事情、箇条、点

進達（しんたつ）…報告すること、下級役所から上級役所へ通知または書類を届けること

説諭（せつゆ）…説いてさとすこと、言い聞かせること

聯合戸長（れんごうちょう）…明治前期に数か町村を統合し編成された聯合

合町村の行政事務を統括した公選の戸長

小前（こまえ・こまい）…本百姓、一般の高持ち百姓のこと

【29解説】

明治五年（一八七二）から始まった大区小区制は、同十一年七月の郡区町村編制法の施行により廃止され、再び郡と町村が行政区域としてよみがえった。これによつて新たに県下約三七〇の連合町村が誕生した。しかし、官主導の連合組織は必ずしも住民になじんだわけではなく、明治十三年から十五年にかけて連合村から分離独立する村々が次々と現れるようになり、全体の約九割の連合村が独立を希望したとされている。

本文書は明治十四年三月、連合四か村の一つであった那波郡堀口村の分離独立にかかる願書である。同じ三月二十八日付けで石原佐位・那波郡長からも楫取県令あてに特に不都合はないとの進達書が出されており、翌四月二日には県令より了解する旨の回答を得たことがうかがえる。